

(健 I 209)

平成31年3月4日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

松本 吉郎



医療保健業の従事者への電離放射線障害防止規則の規定に係る周知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、標記の件について、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課より本会宛に、その周知について協力依頼がありました。

現在、水晶体の被ばく限度の見直し等に伴う所要の改正に資することを目的として、「眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会」が開催されているところでありますが、これまでの審議会等の議論の中で、医療保健業に従事する方々の被ばくの割合が高いことが指摘されております。

この度、放射線業務従事者の被ばく限度の遵守事項や測定方法等をまとめた医療機関の事業者向けのリーフレットが作成されました。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会関係郡市区医師会等に対して、医療機関における被ばく低減対策への取り組みが進むよう周知方につきまして、貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。

なお、通知に記載されているURLが閲覧不能な状態となっています。

現在、以下のURLが閲覧可能となっていますので、お知らせします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000481094.pdf>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html



事 務 連 絡
平成 31 年 2 月 14 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

労働衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号、以下「電離則」といいます。）について、水晶体の被ばく限度の見直し等に伴う所要の改正に資することを目的として、「眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会」を開催しているところです。

本検討会を通じて、電離則の規定に係る周知に御協力いただけるよう参考となるリーフレットを作成しましたので、貴会におかれましては、ご活用いただきますようお願いいたします。

なお、本リーフレットは、厚生労働省ホームページ内の次の URL で掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000477618.pdf>

◆ **医療保健業に従事する皆さまへ** ◆
 ～ **被ばく線量の見える化のために** ～

線量測定は適切な方法で実施してください

管理区域に立ち入る方は、一時的に立ち入る場合（注）も含めて、
全ての方が胸または腹部に放射線測定器を装着しなければなりません。

電離放射線障害防止規則第8条第3項に定める線量の測定方法

ケースⅠ

均等被ばくの場合

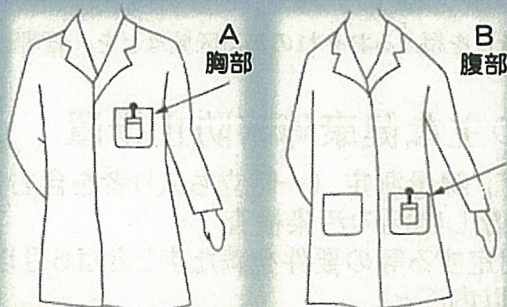
**放射線
測定器
1個が必要**

です。

装着位置

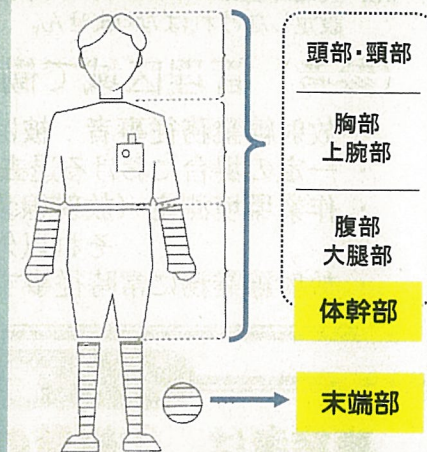
A	男性、または妊娠する可能性がないと診断された女性	胸部
B	A以外の女性	腹部

いずれか
1か所



「均等被ばく」と「不均等被ばく」

「不均等被ばく」とは、体に受ける被ばく線量が均等でないことをいい、防護エプロンを使用する場合などが該当します。



ただし

ケースⅡ

不均等被ばくの場合

放射線測定器 2個以上が必要です。

装着位置(追加)

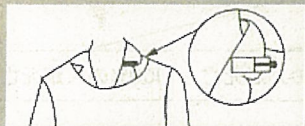
ケースⅠの装着位置に加えて、体幹部及び末端部のそれぞれについて、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位に装着することが必要です。

体幹部の装着位置

体幹部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位※

※ 最も多く放射線にさらされる部位が、ケースⅠと同一である場合、放射線測定器の追加は不要です。

< 体幹部における装着例 >



防護エプロンに
覆われていない様元

医療現場では、防護エプロンを着用することがあるため、体幹部で不均等被ばくとなる場合があります。

末端部の装着位置

末端部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位※

※ 末端部の被ばく線量が体幹部の被ばく線量を下回る場合、放射線測定器の追加は不要です。

< 末端部における装着例 >



X線透視下で手術
を行う際の手首

医療現場では、手術等を行うため、末端部（手や足）で不均等被ばくとなる場合があります。

（注）一定の確認ができる場合には例外があります。

線量測定以外の法定事項も守ってください

被ばくの低減・被ばく限度の遵守・管理区域の設定

事業者は、働く方の被ばくをできる限り低減するよう努めるとともに、**放射線業務従事者の被ばく限度※¹**を遵守しなければなりません。

※¹ 実効線量が5年間につき100mSv、かつ、1年間につき50mSvを超えないこと など

事業者は、**設定した管理区域※²**を標識で明示して、**必要のある者以外の立入りを禁止し、管理区域内の見やすい場所に、放射線測定器の装着に関する注意事項などを掲示しなければなりません。**

標識の例



※² 実効線量が1.3mSv/3月（年間5mSv相当）を超えるおそれのある区域などを、管理区域に設定しなければなりません。

（参考）管理区域で働く方の主な健康障害防止措置

- ・ 放射線業務従事者：被ばく限度、線量測定（一時立ち入り者を含む）
- ・ 一定の場合における退去者／持出し物品の汚染検査
- ・ 作業環境測定（放射線装置を固定する等の要件を満たすときは6月以内ごと、それ以外は1月以内ごと）
- ・ 放射線業務に常時従事する者：電離放射線健康診断（6月以内ごと）

線量の測定結果等の取扱い

事業者は、**①線量の測定結果と②電離放射線健康診断の結果を、必ず放射線業務従事者の皆さんにお知らせしなければなりません。**

①については30年間保存するとともに、②については所定の様式※³により所轄の労働基準監督署へ提出する必要があります。

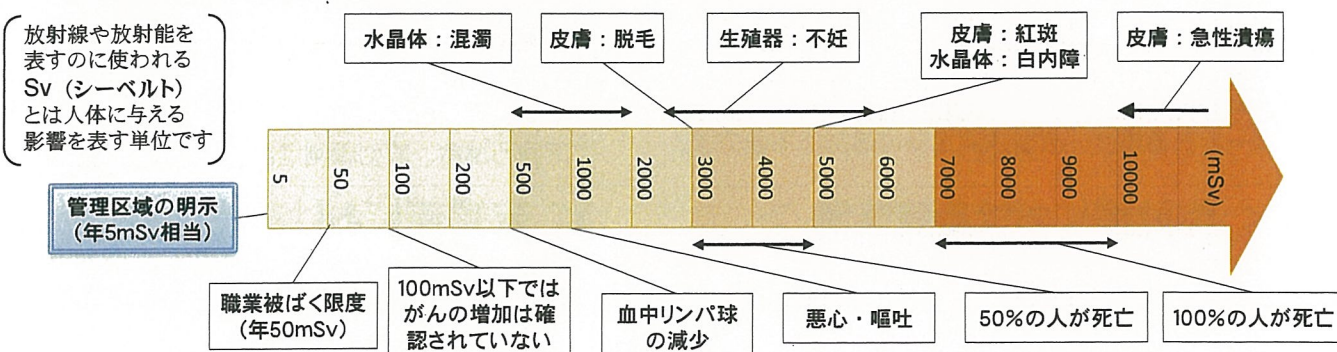
※³ 電離放射線健康診断結果報告書様式

電離健診様式

Q検索

放射線が人体に与える影響

● 放射線による影響を分類すると、下図のようになります。（出典：「ICRP Pub. 60」ほか）



● 受けた放射線量が小さい場合（100mSv未満）、がんなどになるかどうかは、はっきりとした医学的知見はありません。広島・長崎の原爆被ばく者の調査でも、100mSv未満の方には、がんの増加は認められていません。

● このため、国際放射線防護委員会（ICRP）などでは、職業被ばくの限度を「がんの増加が認められておらず、容認できる範囲」に定めました。

ご不明な点などがありましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署までお問い合わせください